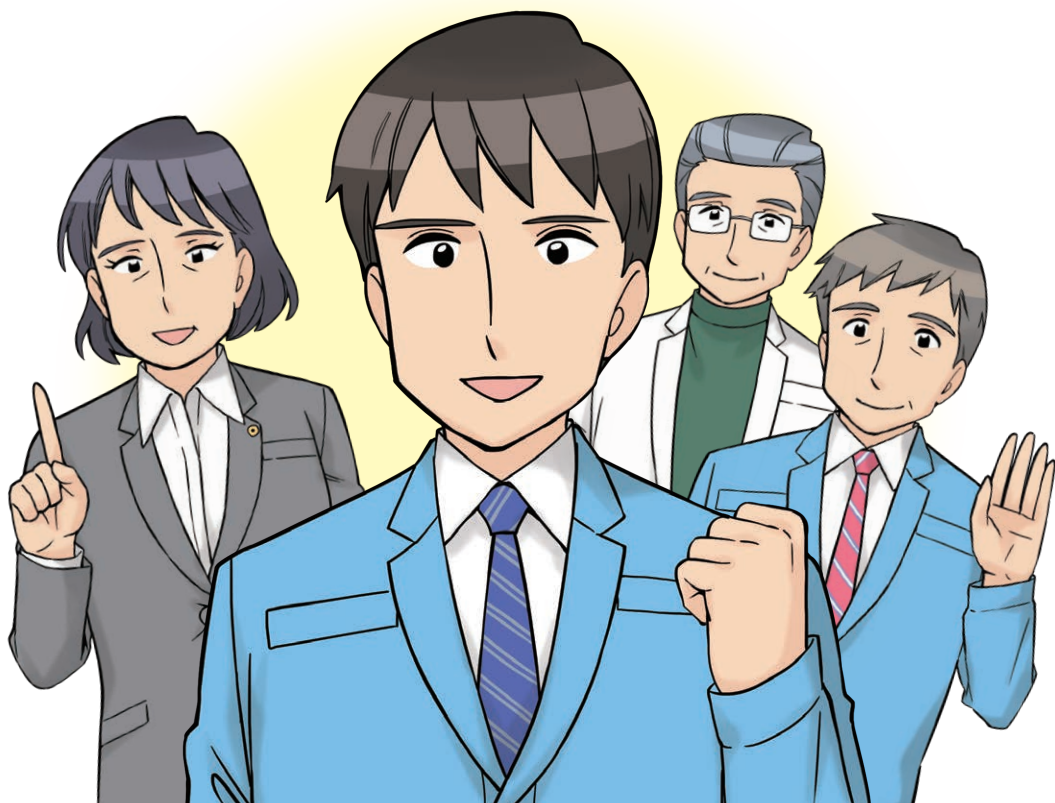


中小企業における

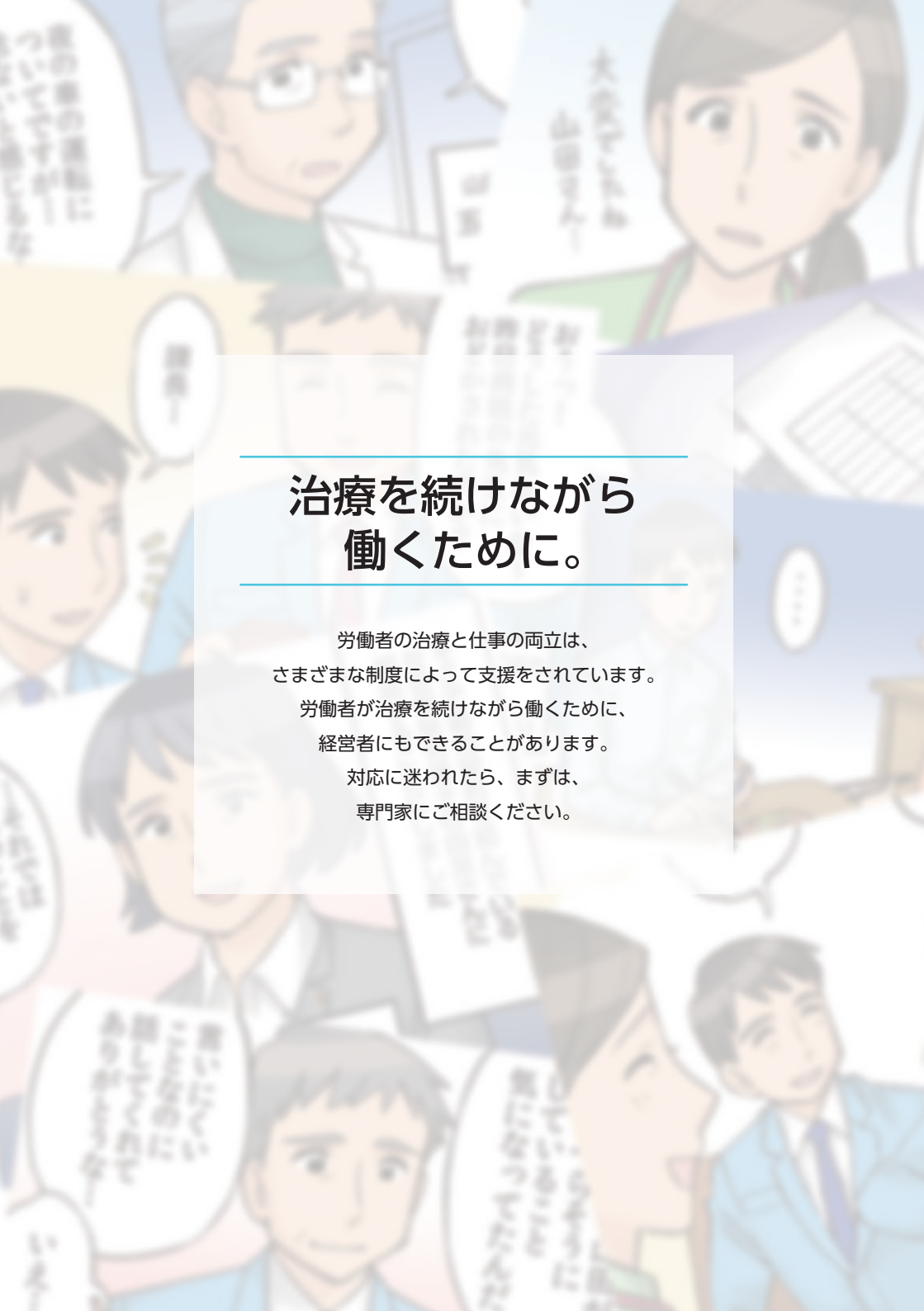
治療と仕事の

両立支援のススメ

Vol.3 ～社会保険労務士の活用～

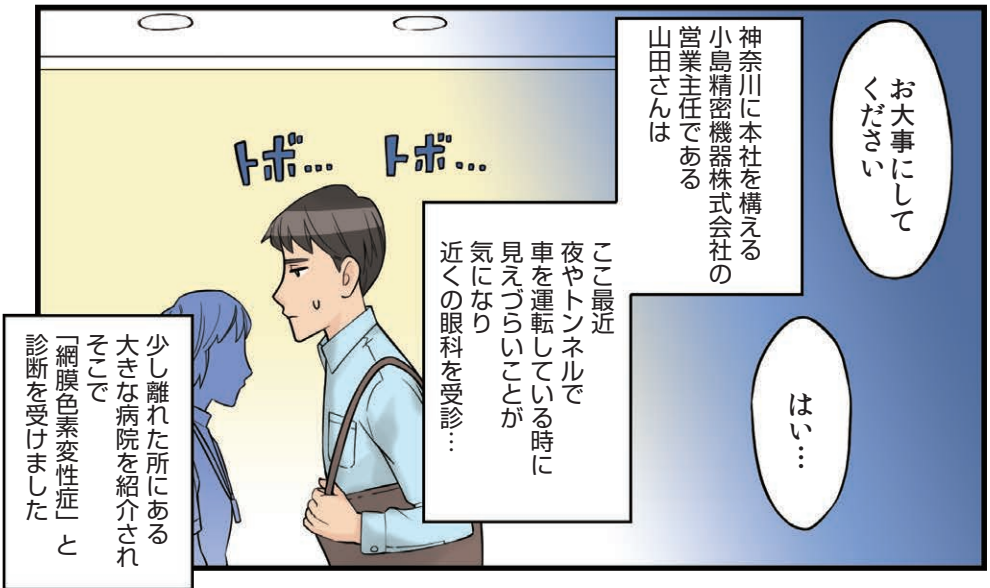
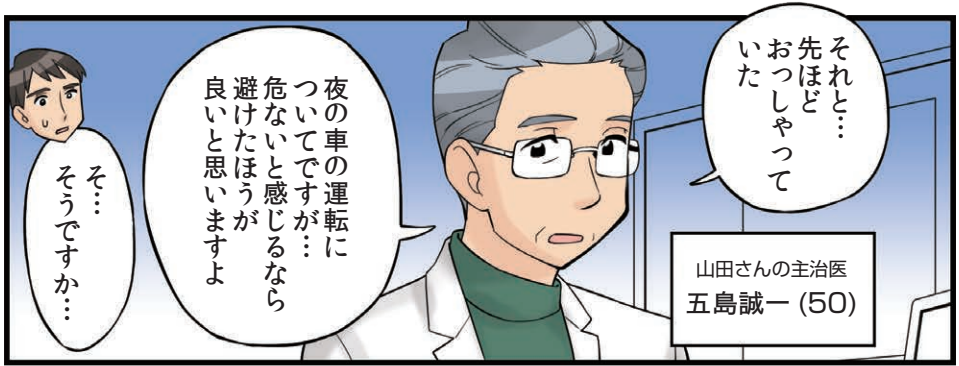
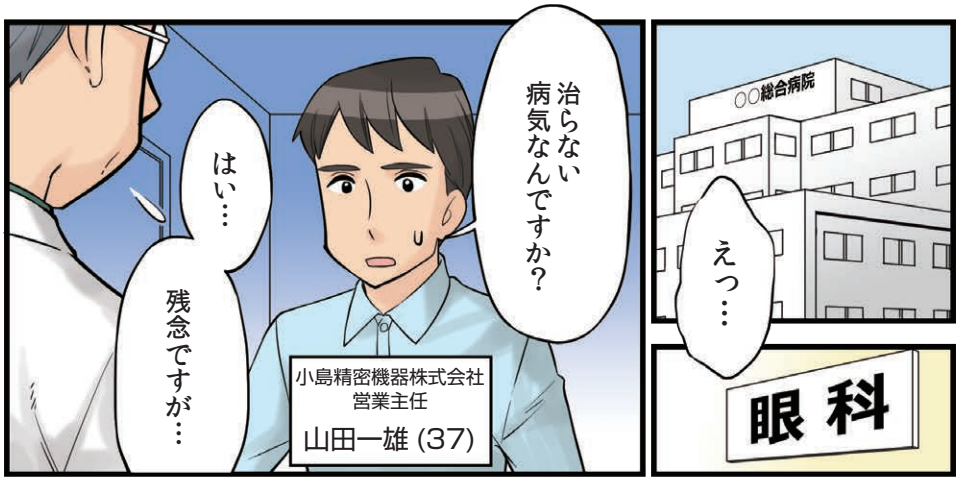


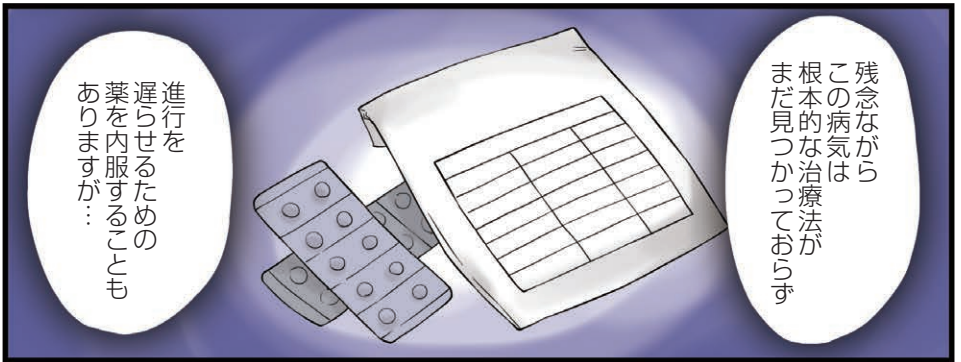
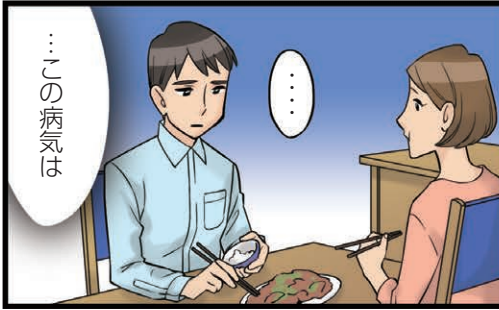
本書の作成は、平成30年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業費補助金「治療と就労の両立支援のための事業場内外の産業保健スタッフと医療機関の連携モデルとその活動評価指標の開発に関する研究」(研究代表者:堤明純)の助成によって行われた。



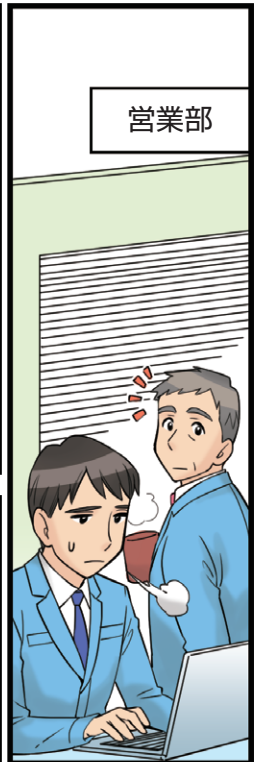
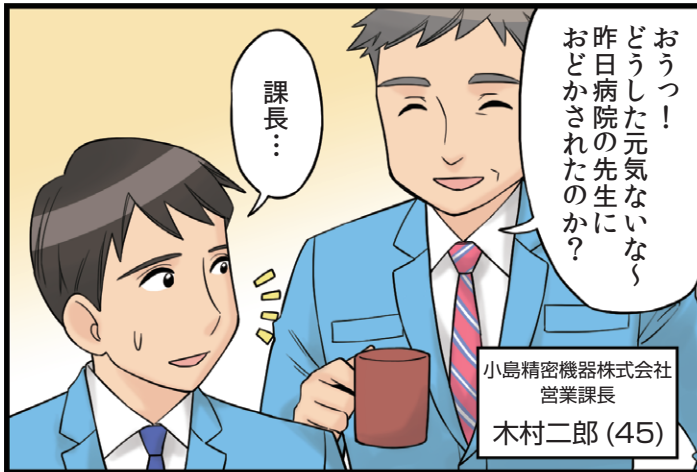
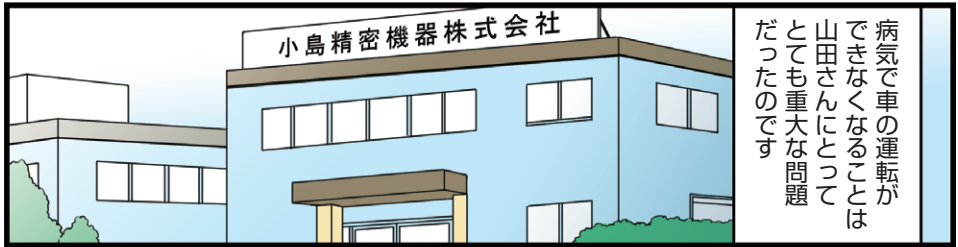
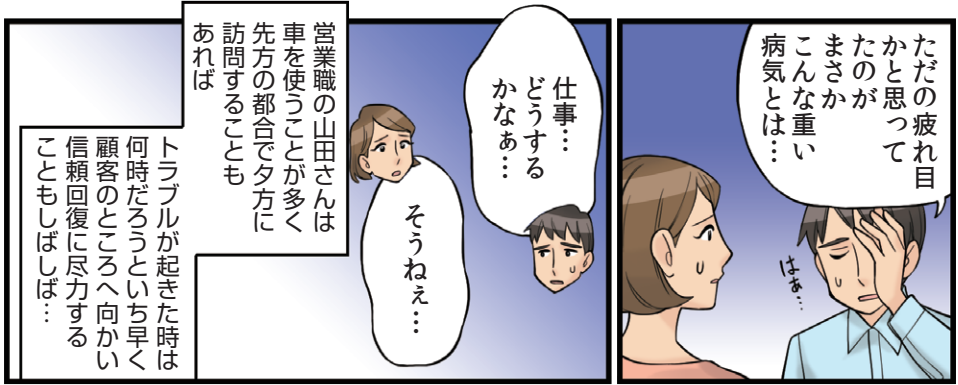
治療を続けながら 働くために。

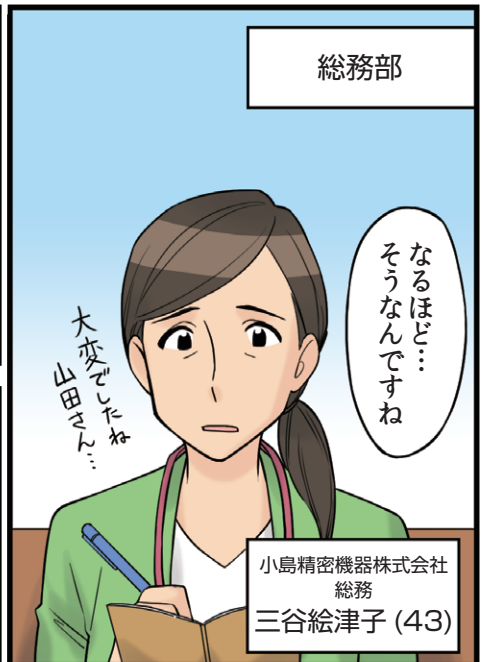
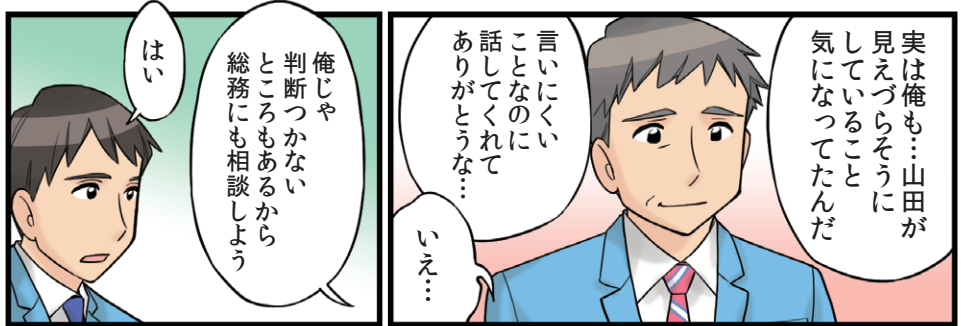
労働者の治療と仕事の両立は、
さまざまな制度によって支援されています。
労働者が治療を続けながら働くために、
経営者にもできることがあります。
対応に迷われたら、まずは、
専門家にご相談ください。

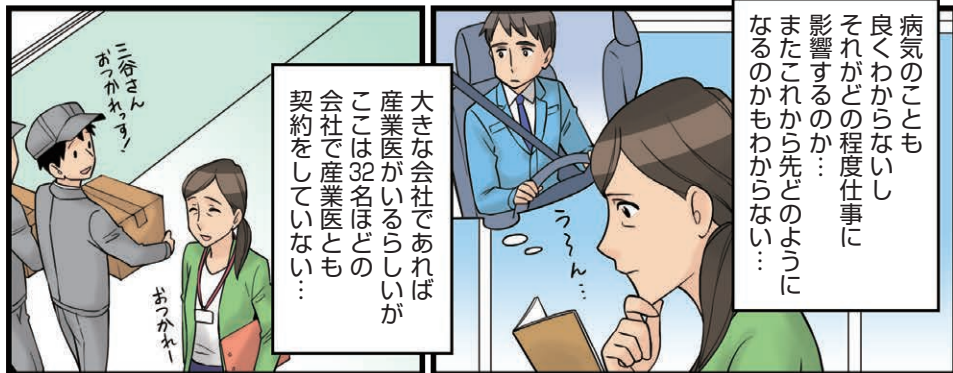




※1…暗いところで物が見えづらくなること ※2…視野が狭くなること







病気のことも
良くわからないし
それがどの程度仕事に
影響するのか：
またこれから先どのようにな
るのかもわからない：

大きな会社であれば
産業医がいるらしいが
ここは32名ほどの
会社で産業医とも
契約をしていない：

三谷さん
おつかれさう

おつかれ

うん...



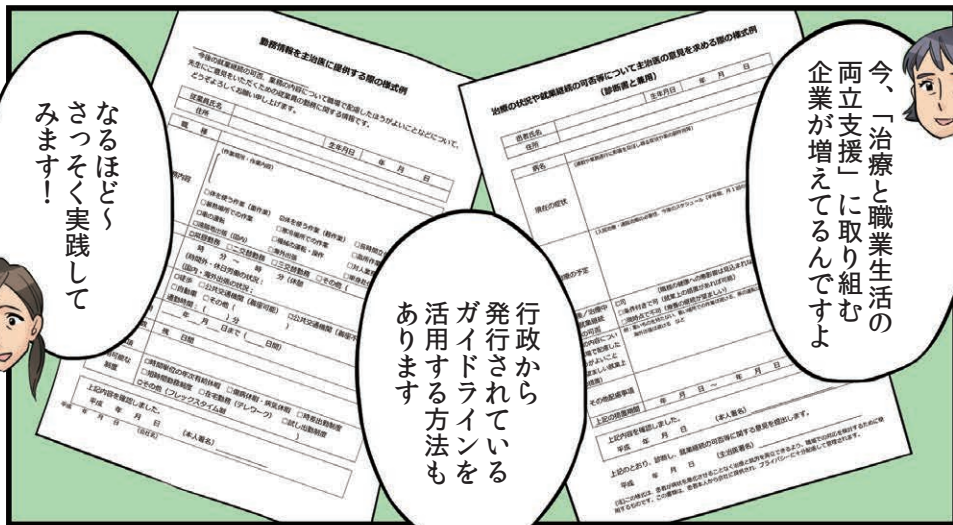
そこで顧問契約を結んでいる
社会保険労務士の四宮さんに
相談することにしました

社会保険労務士
四宮文恵 (46)

：それでは
病気のことを
もう少し詳しく
知るために
主治医の先生に
問い合わせせて
みませんか？

そのための
様式が
ありますので

へえ

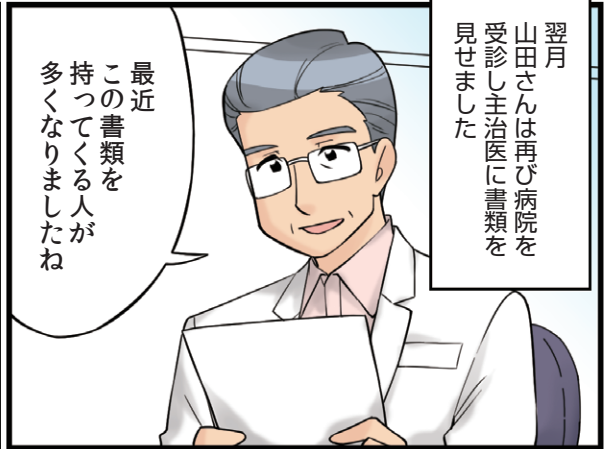
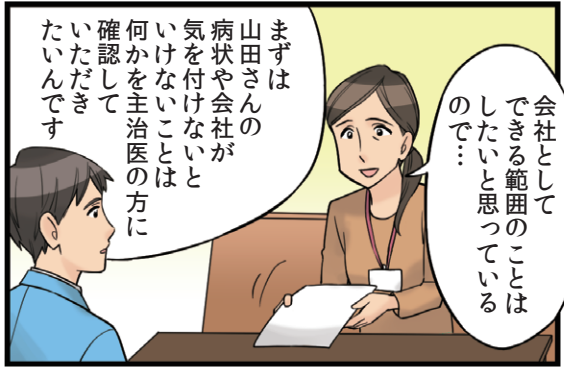


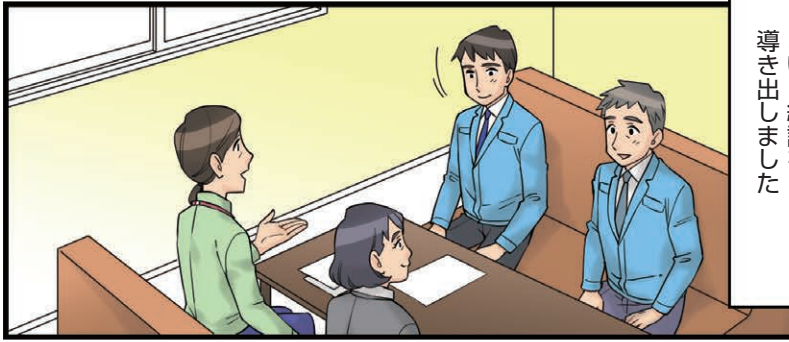
今、「治療と職業生活の
両立支援」に取り組む
企業が増えてるんですよ

行政から
発行されている
ガイドラインを
活用する方法も
あります

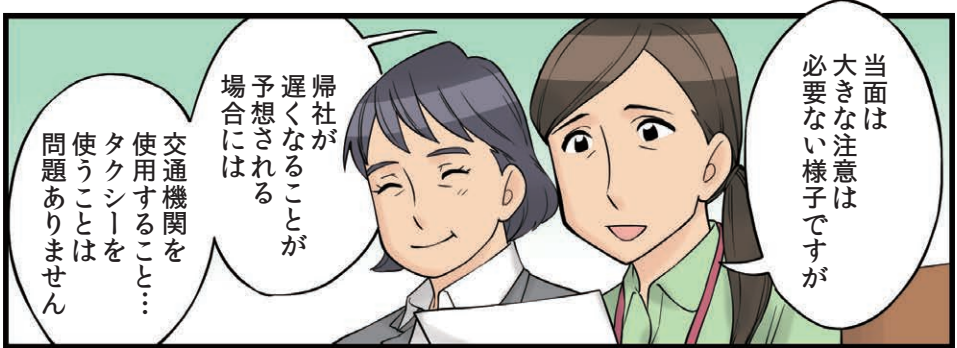
なるほど
さっそく実践して
みます！







山田さんには引き続き「この会社で力を発揮してほしい」という結論を導き出しました



当面は大きな注意は必要ない様子ですが

帰社が遅くなる場合が予想される

交通機関を使用すること…タクシーを使うことは問題ありません



何かあれば遠慮なく言ってくれよな!

はいっ!



進行がどの程度かは現時点では不明とのことなのでその都度困った時に相談して対応を考えるようにしたいと思います

分かりましたありがとうございます

網膜色素変性症

網膜色素変性症は65歳以下の失明原因の1位で、患者数は3-4万人で、指定難病となっています。35歳前後で診断されることが多く、緩徐に進行し、視覚障害、羞明(まぶしさで見えにくい)、夜盲、色覚異常などの症状があります。かなり進行するまで本人が症状を自覚しにくい。治療法は未だ確立されておらず、最終的には高度な視覚障害をきたすことが多いが、進行の速さやパターンは個人差が大きいと言われていています。眼科領域の難病患者の治療と仕事の両立支援については、こちらの情報が参考になります。

<http://www.med.kitasato-u.ac.jp/~publichealth/docs/science6.pdf>

主治医と意見交換をする際の留意事項

治療と仕事の両立支援を行う上で、主治医から、本人の治療の状況や今後の見通しについて情報を得ることはとても重要です。その際の様式例は、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインに記載されていますので参考になるでしょう。主治医と効率的に意見交換をするためには、会社が懸念していることを具体的に質問することがポイントになります。産業医や保健師などの医療職が社内にいる場合には、そのような方に相談したり、そのような方がいない小規模な事業場では、社会保険労務士に相談することも一つです。

労働者の健康情報については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律で定めされる「要配慮個人情報」に該当する機微な情報です。そのため、情報のやり取りについては、本人の同意が不可欠であることには留意しましょう。また、面接をするときには、プライバシーが確保された場所で行うようにしましょう。

参考情報「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」<https://www.mhlw.go.jp/content/000350672.pdf>

参考となるホームページ

厚生労働省 治療と仕事の両立支援ナビ

↳<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

これからの治療と就業生活の両立支援を考える研究会

↳<http://www.med.kitasato-u.ac.jp/~publichealth/bs/>

漫画に登場する主な用語集

治療と仕事の両立支援について

御社のことをよく知っている、ノウハウのある大切な社員が病気になった時、会社が適切な支援を提供することで、退職をせずに、治療を続けながら仕事を継続することができる時代になっています。治療を続けながら仕事を継続できるように、会社が社員を支援することを、「両立支援」と言います。その時に、まず、参考にする資料として、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が厚生労働省から公表されています。

中小企業では、社内に十分な人的な資源がないために、両立支援のノウハウがなく、対応に戸惑われるかもしれません。ただ、案外身近に、そのようなときの相談先があるかもしれません。まずは、身近な機関に相談をされてみてください。ガイドラインにはその情報も載っています。



社会保険労務士

企業の成長には、お金、モノ、人材が必要ですが、社会保険労務士は其中でも人材に関する専門家であり、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的として、業務を行っています。社会保険労務士は、企業における採用から退職までの「労働・社会保険に関する諸問題」や「年金の相談」に応じるなど、業務の内容は広範囲にわたります。人を大切にする企業づくりの専門家と言えるかもしれません。

治療と仕事の両立支援は医学的な評価・理解、適正な労務管理、社会保障制度の活用のおいづれもが重要です。社会保険労務士はそれぞれの職場を理解した上で、就業規則を含めた「働きやすい職場づくり」への提案や、場合によっては障害年金、助成金などの利用についての有用な情報を提供し、企業での取組みをサポートしてくれます。特に、社内の資源に限りのある中小企業にとって頼れる存在です。また、実際に社会保険労務士に相談することで状況が改善したと会社が感じた割合は72.3%という調査もあります。

従業員が病気に罹患しても退職することなく、治療をしながら仕事を続けられるよう社会保険労務士など労務管理の専門家を活用しながら、これらを解決してみてはいかがでしょうか。

東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書 2014年

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryoy/iryoy_hoken/gan_portal/soudan/ryouritsu/other/houkoku.html

研究班HP:

<http://www.med.kitasato-u.ac.jp/~publichealth/bs/result.html>

マニュアルはこちらのHPからダウンロードできます。

治療と仕事の両立支援について研究班の成果を掲載しています。



責任編集

江口 尚(北里大学医学部公衆衛生学)

森本英樹(研究協力者)、平松利麻(研究協力者)、柴田喜幸(研究協力者)

発行：2019年3月

デザイン・印刷：第一資料印刷株式会社